

領収書等を徴し難かった支出の明細書の作成義務がない支出の政治資金監査上の取扱いについて

1 現行の政治資金監査の対象となる支出の範囲

政治資金監査実施要領では、政治団体の区分に異動があった場合の政治資金監査について、政治団体の区分に応じた会計帳簿等の関係書類の作成又は徴収義務の対象となる支出の範囲で確認を行うことで足りるとし、対象となる支出の範囲は、以下のとおりであると記載している。

	国会議員関係 政治団体	資金管理団体	その他の政治団体
会計帳簿	すべての支出		
明細書	すべての支出		
領収書等	すべての支出	1件5万円以上の支出	
振込明細書	すべての支出	1件5万円以上の支出	
領収書等を徴し 難かった支出の 明細書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
振込明細書に係 る支出目的書	すべての支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出
収支報告書	人件費以外の経 費で1件1万円 を超える支出	人件費以外の経 費で1件5万円 以上の支出	経常経費以外の 経費で1件5万 円以上の支出

2 論点

政治団体の区分に異動があった場合の政治資金監査において、資金管理団体又はその他の政治団体であった期間の支出については、政治資金規正法上、会計帳簿の記載義務及び領収書等の徴収義務はあるものの、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書に係る支出目的書（以下「徴難明細書等」という。）の作成義務がない支出が存在する。

- 資金管理団体 …… 1件5万円以上の人件費
- その他の政治団体 …… 1件5万円以上の経常経費

これらの支出については、領収書等を徴し難かった事情が存在する場合であっても、徴難明細書等の作成義務はなく、政治資金監査マニュアル上、これらの支出に係る徴難明細書等は政治資金監査の対象となっていないこと

から、政治団体が徴難明細書を作成していることは想定されない。

したがって、これらの支出について、領収書等がなく、徴難明細書等が作成されていない場合の政治資金監査の方法について、政治資金監査マニュアル上、明確に記載されていないので、以下のとおり検討を行う。

3 検討

領収書等の徴収義務はあるものの、徴難明細書等が作成されていない場合には、領収書等を徴し難かった事情があるかどうかを外形的に判断することはできない。

また、政治資金規正法上、徴難明細書等の作成義務がなく、政治資金監査マニュアルにおいても作成を求めているため、徴難明細書等の作成を任意で求めることも困難である。

さらに、領収書等亡失等一覧表に記載させるのは、政治資金規正法上、領収書等の徴収義務及び徴難明細書等の作成義務がある支出で、「領収書等の徴収漏れ又は亡失により、領収書等がなく、また、領収書等を徴し難かった支出の明細書にも記載されない支出」であり、会計帳簿の記載義務及び領収書等の徴収義務はあるものの、徴難明細書等の作成義務がない支出は、領収書等亡失等一覧表に記載を求める必要はない。

4 対応（案）

したがって、この場合の政治資金監査としては、会計帳簿に必要記載事項が記載されているかどうかを確認すれば足りることとし、領収書等を徴し難い事情があるかどうかを政治資金監査において確認する必要はないのではないか。

なお、人件費についても、振込明細書に係る支出目的書の作成義務がないため、同様の扱いとすることとしてよいか（貸金台帳、源泉徴収簿等により、支出の状況を確認する必要はない。）。